

○総務省告示第八百一号
国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の整理の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第三条第一項の規定により、衆議院議員の要請があつたので、次の地域を政黨事務所周辺地域として指定する。
平成十六年十月二十日

総務大臣 麻生 太郎

名 称	民主党本部周辺地域
期 間	平成十六年十月二十二日から平成十七年十一月二十二日まで
地 域	千代田区東京都平河町一丁目
側端の一方向のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第二条第一項第一号)に規定する道路をいう。(以下同じ。)	左の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

○総務省告示第八百四号
市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山村及び同郡天瀬町を廃し、その区域を日田市に編入する旨、大分県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年十月二十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第八百三号
市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、竹田市、直入郡荻町、同郡久住町及び同郡直入町を廃し、その区域をもつて竹田市を設置する旨、大分県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年十月二十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第八百二号
市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、苦田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町及び久米郡久米町を廃し、その区域を津山市に編入する旨、岡山県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年二月二十八日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年十月二十日

総務大臣 麻生 太郎

所属国会議員
〔所屬議員〕
氏 名
個別信美
住所
秋田県大曲市金谷町一丁二
選出区分
衆議院議員 秋田県第三区
選舉期日
平成十五年十一月九日
同議員は、その選出された衆議院議員に所属していないかつた。

氏 名
朝彰
住所
茨城県ひたちなか市大字中根三六〇一四六八
出生年月日
昭和二十四年十二月十一日
選任年月日
平成十六年九月十三日
七日
会計監査を行なうべき者
氏 名
土肥 隆一
高木 義明
住所
兵庫県神戸市須磨区中落合四一
四五九
生年月日
昭和十四年二月十一日
選任年月日
平成十六年九月十三日
七日
会計監査を行なうべき者
氏 名
若林 秀樹
千葉 景子
住所
神奈川県横浜市青葉区あざみ野西一
二〇一六
生年月日
昭和二十九年四月一日
選任年月日
平成十六年九月十三日
七日